

2017 天皇杯ラウンド16 バスツアー

～常勝への歩み、俺たちの進化は止まらない～

筑波大学より集中応援へ行きましょう！桐の葉の魂を胸にJチームを撃破し続ける選手達を応援し、一緒に闘い、再びジャイアントキリングを成し遂げましょう！！

移動のバスでは、ここでしか見られない動画の上映や、クイズ大会など、蹴球部員と一緒に楽しめる企画がたくさんあります！また、蹴球部員お手製のオリジナルミサガの配布もあります！これを腕につけて、一緒に応援しましょう！

ご旅行期間	平成29年9月20日(水) 0泊1日(日帰り)
ご旅行代金	一般:2,600円 筑波大学生:1,600円 高校生:1,100円 小・中学生:900円 ※チケット代込、筑波大学生と小・中学生・高校生はバス代無料
最少催行人員	40名様
申込締切日	平成29年9月17日(日) ※定員になり次第締め切らせていただきます(先着順)
試合詳細	V S大宮アルディージャ 19:00 キックオフ @県立カマスタジアム ※筑波大学野球場駐車場発着
添乗員	全行程同行いたします。

※利用バス会社：植松自動車・常南交通・さくら自動車など同等クラス

当日のご旅行行程 9月20日(水)

食事の提供はありません

先発バス

15:30 筑波大学野球場駐車場にて受付開始
16:00 受付終了
16:30 出発
18:00 試合会場到着
19:00 試合開始
20:45 試合終了予定
21:15 試合会場出発予定
22:45 筑波大学野球場駐車場到着

後発バス

16:45 筑波大学野球場駐車場にて受付開始
17:10 受付終了
17:15 出発 ※時間厳守にて願います。
以降～上記先発バス同様です。

※注意事項※

- ・ユニフォームの貸し出しを行いません。青、水色の物を身につけた上でご参加ください。もしくは受付で応援Tシャツやタオルを販売しておりますので、是非そちらでお買い求めください。
- ・延長、PK戦に進みますと、お帰りの時間が大幅に遅れる事が予想されます。そちらもご了承のうえご参加ください。
- ・筑波大生は、学生証を忘れずに持参してください。
- ・雨の可能性があるので、雨具の用意をお願いします。
- ・当日は夜遅くなりますので、晩ご飯等は済ませてくる、もしくはご持参ください。
- ・バスツアー参加者のチケットは全て自由席(ゴール裏)となります。

旅行代金に含まれるもの	①日程表に記載された交通費(貸切バス・有料道路・駐車料・諸心付) ②チケット代 ③添乗員費用 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 ①集合前・解散後の交通費 ②個人的性格の費用:飲物代、電話代など ③傷害、疾病に関する医療費 ④任意の旅行傷害保険料

旅行代金算出基準日: 2017年9月1日

<旅行企画・実施>お問合せ・お申込み先
近畿日本ツーリスト 近畿日本ツーリスト株式会社
つくば支店

観光庁長官登録旅行業第1944号(一社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員
〒305-0005 茨城県つくば市天久保3-1-1 大学会館B等

TEL:029-852-2255 FAX:029-852-2266

営業時間: 平日10:00~17:30(土・日・祝日は休業)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、要営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者: 山口尚孝 山田健太郎 問い合わせ時担当者: 南野(なみの)

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください

申込方法

- メールの場合は下記へ、FAXの場合は左記へ送付
- ①申し込み先 namino100057@mb.knt.co.jp または左記
 - ②文面記載方法 件名に「バスツアー申込」、本文に(1)代表者氏名(先発バスまたは後発バスと明記する)(2)参加者氏名(名前の後ろに「一般・大学生・高校生・中学生・小学生」を記載する)(3)当日連絡のつく携帯番号(4)紹介者の名前(いなければ記載不要)(5)購入希望者は応援Tシャツ、タオルの枚数
詳細は蹴球部HP参照ください。
※今回申し込みしていただいた方に、次回のバスツアーの際、開催決定のお知らせを配信させていただきます。配信をご希望でない方は、メールの最後に「希望しない」とお付け加えください。
 - ③ご旅行代金は当日持参ください。
 - ④詳しい旅行条件を説明した書面(パンフレット)をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。
 - ⑤未成年の方は別紙同意書を記入し当日持参ください。

近畿日本ツーリスト株式会社 御中

パンフレットに記載の旅行条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。（4名様以上の場合はお手数ですがコピーしてご利用ください。）

フリガナ 氏名	年齢	性別	住所	電話番号
	才	男・女	〒	
	才	男・女	〒	
	才	男・女	〒	

キリトリせん

ご旅行条件書(国内旅行)

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、お送りください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。（2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。）*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- a. 旅行開始日に75歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社が可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機種の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にある日より前にお知らせします。
- 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けのほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

この場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅積保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- (1) 近畿日本ツーリスト㈱(以下「当社」)およびご旅行をお申し出いただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) 当社、当社のグループ企業である㈱KNTツーリスト・販売店および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

同意書

(1) 代表者もしくは保護者の同伴 有・無

(2) 代表者氏名・年齢・メールアドレス・電話番号

氏名 _____ (_____ 歳)

e-mail _____

TEL _____

(3) 参加する人 (18 歳未満) の名前・年齢

① _____ (_____ 歳)

保護者氏名・年齢 _____ (_____ 歳)

② _____ (_____ 歳)

保護者氏名・年齢 _____ (_____ 歳)

③ _____ (_____ 歳)

保護者氏名・年齢 _____ (_____ 歳)

④ _____ (_____ 歳)

保護者氏名・年齢 _____ (_____ 歳)

⑤ _____ (_____ 歳)

保護者氏名・年齢 _____ (_____ 歳)

(4) 合計参加人数 _____ 名

※同伴する代表者、保護者がいない場合でも、代表者を一人決め、すべてご記入ください

以上の全ての記入により、18 歳未満の方の参加を保護者が同意したものとみなします